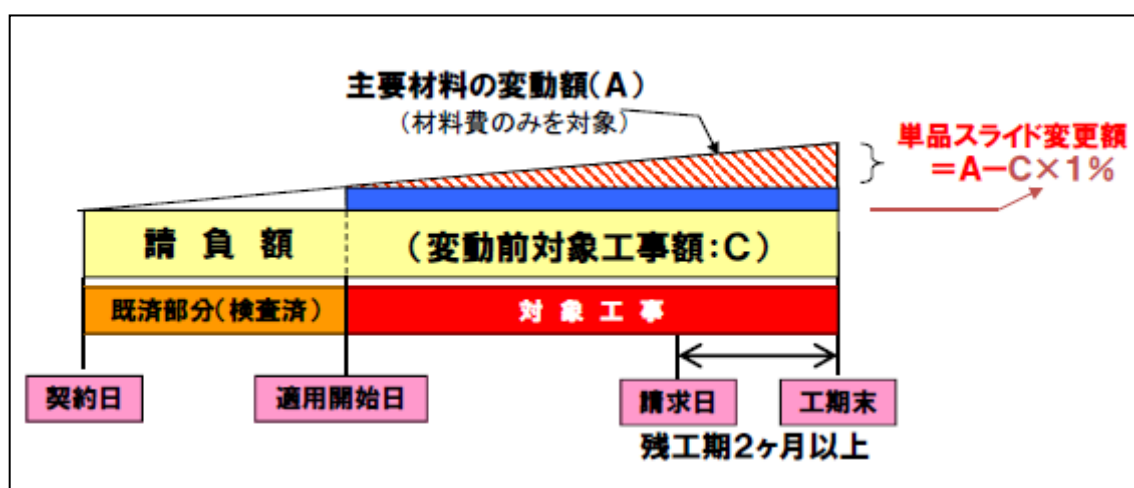


単品スライドに関するQ&A



令和4年7月

秋田県建設部技術管理課

改正履歴

令和4年7月29日改正

- ・ Q 1-17 一部修正（「重建設機械の分解・組立及び輸送」を追記）
- ・ Q 2-2 修正（物価変動率により算定した価格を実勢単価とする旨記載）
- ・ Q 2-4 削除（Q 2-3 の内容と整合を図るため削除）
- ・ Q 2-5 削除（スライド条項の概要の内容と整合を図るため削除）
- ・ Q 2-10 修正（コンクリート二次製品等に含まれる鋼材類を対象としない旨記載）
- ・ Q 2-15 一部修正（生コンクリート類とセメント・コンクリート二次製品類をコンクリート類に統一）
- ・ Q 2-19 追加（実際の購入金額による価格変動後の金額算定の申し出時の対応）
- ・ Q 2-20 追加（実際に購入した際の単価等を証明する書類が提出し難い場合の対応）
- ・ Q 2-20 一部修正（スライド請求時の提出書類の追加）

目 次

【単品スライド条項を適用するにあたって】

Q 1-1 : 単品スライド条項は市町村発注工事にも適用となるのか。	1
Q 1-2 : (削除)	1
Q 1-3 : 単品スライドで定める「請負代金額」とは何か	1
Q 1-4 : 単品スライドによる変更契約はどの時点で行うのか	1
Q 1-5 : 全体スライド工事にも単品スライドは適用となるのか	1
Q 1-6 : 単品スライドの基準日はいつか	2
Q 1-7 : 単品スライドの対象となる工事は何か	2
Q 1-8 : スライド通知以前に工期が終了となる工事は請求できないか	2
Q 1-9 : 発注者側が負担する額について説明せよ	2
Q 1-10 : スライド変動額は鋼材類、燃料油の合計金額か	2
Q 1-11 : 部分引き渡しの工事も対象となるか	2
Q 1-12 : 低入札工事も単品スライドの適用となるのか	2
Q 1-13 : 前払い金はスライドの対象から控除されるのか	2
Q 1-14 : 調査ボーリングなどの業務委託も対象となるか	2
Q 1-15 : 単品スライドは、工期末の何日前から請求可能か	3
Q 1-16 : 変更精算契約が未了の場合、スライド請求はできないのか	3
Q 1-17 : 運用通知 4. (1) ③で定義される各種資材とは何を指すのか	3
Q 1-18 : 変動額を設計書に計上する場合における留意点は何か	3

【対象資材と価格決定について】

Q 2-1 : 実勢価格とは何か	4
Q 2-2 : 当初積算が見積もりによる資材の場合、何が実勢価格となるのか	4
Q 2-3 : 搬入（または購入）した月の実勢価格とは何か	4
Q 2-4 : (削除)	4
Q 2-5 : (削除)	4
Q 2-6 : 運用通知 3. (1) ①で定義される現場とは何を指すのか	4
Q 2-7 : 鋼材類には照明柱やガードレールも対象資材に含まれるのか	5
Q 2-8 : 鋳鉄管やライニング鋼管も対象資材に含まれるか	5
Q 2-9 : 市場単価も対象となるのか	5
Q 2-10 : コンクリート二次製品も対象となるのか	5
Q 2-11 : 運用通知 4. (1) ②仮設工等の対象資材は何か	5
Q 2-12 : 仮設材賃料について、仮設区分により違いはあるのか	5
Q 2-13 : 協議開始から 14 日以内に物価資料が発刊されていない場合は	5
Q 2-14 : 単品スライドの運用拡充により対象品目はどの範囲までとなるか	5
Q 2-15 : 単品スライドの運用拡充に伴う各種資材と品目の分類について	5
Q 2-16 : 単品スライド対象資材の範囲が拡大に伴う変動額の考え方は	6

単品スライドに関するQ&A

Q 2-17：アスファルト混合物における変動後の実勢単価は何によるのか	6
Q 2-18：対象数量にはロス等も加味するのか	6
Q 2-19：受注者から実際の購入金額により価格変動後の金額を算定する事について 申し出があった場合の対応	6
Q 2-20：実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い 場合の対応	7

【材料調達関係について】

Q 3-1：仮設材の搬入時期と賃料日数について設計との差異が生じた場合は	8
Q 3-2：仮設計画の技術提案を受けた工事についてはどのように考えるのか	8
Q 3-3：下請業者が対象資材を購入・加工したものを買い取る契約の場合は	8
Q 3-4：今後部分払い検査等があるものは、対象外となるのか	8

【暫定税率との関連について】

Q 4-1：(削除)	9
Q 4-2：(削除)	9
Q 4-3：(削除)	9

【証明書類関係について】

Q 5-1：運用通知 5. (1)及び(2)に記載されている証明書類とは何か	10
Q 5-2：証明書類として原本の提示が必要か	10
Q 5-3：運用通知 5. (3)に記載されている主たる用途に用いた数量とは	10
Q 5-4：単品スライドの対象材料と必要証明書類について説明せよ	10
Q 5-5：スライド請求時点における提出書類等は何か	10
Q 5-6：概算スライド請求の場合、証明書類はどの程度必要か	11
Q 5-7：スライド協議通知後、請負者側で変更対象とならなかった場合は	11
Q 5-8：スライド協議通知後、発注者側で変更対象とならなかった場合は	11
Q 5-9：請負代金額の変更協議は、開始日から何日以内に行うのか	11
Q 5-10：仮設材・建設機械の運搬に関する証明書類として何が必要か	11
Q 5-11：燃料油における証明書類の具体例	12
Q 5-12：鋼材類における証明書類の具体例	12
Q 5-13：仮設材や建設機械の運搬における証明書類の具体例	12
Q 5-14：実工程上との整合性を証明する書類とは何か	21
Q 5-15：(削除)	21

【スライド請求・金額算定について】

Q 6-1：各種資材の運搬に要する対象数量はどのように算出するのか	22
Q 6-2：各種資材の運搬に要するスライド額の算出について	22
Q 6-3：発注者側における価格変動後の対象数量と金額決定方法について	22

単品スライドに関するQ&A

Q 6-4 : 運用 2. (1)の P (請負代金額) には消費税が含まれるか	2 3
Q 6-5 : 請負者側の価格変動後金額にも落札率は乗じるのか	2 3
Q 6-6 : 証明書類が他の工事現場のものも含んでいる場合は	2 3
Q 6-7 : (削除)	2 3
Q 6-8 : 運用通知 2. (3)乙が実際に購入した際の代金額について	2 3
Q 6-9 : 価格変動後における単価の算定方法について	2 6
Q 6-10 : (削除)	2 7
Q 6-11 : 現着単価の資材を別の場所に仮置きして搬入した場合の扱い	2 7
Q 6-12 : スライド算定時と協議時における落札率の考え方	2 7

【予算関係について】

Q 7-1 : 単品スライド増額に対する予算措置は考えているのか	2 9
Q 7-2 : スライド対象となるか事前に試算する方法がないか	2 9
Q 7-3 : 現年予算内でスライド変更契約が困難な場合、次年度で対応可能か	2 9
Q 7-4 : (削除)	3 0
Q 7-5 : ほ場整備工事など県債併用工事におけるスライド請求と予算対応	3 0

【減額スライドについて】

Q 8-1 : 委託業務は減額スライドの対象となるか	3 1
Q 8-2 : 減額逆スライドに該当しそうな工事は何か	3 1
Q 8-3 : 減額スライドは従来の単品スライドと手順及び様式に違いはあるか	3 1
Q 8-4 : (削除)	3 1
Q 8-5 : 資材の運搬等に要した燃料油は減額スライドの対象となるか	3 1
Q 8-6 : 減額スライドの請求後、該当しないことが判明した場合の扱いは	3 1
Q 8-7 : 精算変更時に減額スライドに該当することが判明した場合の扱いは	3 1
Q 8-8 : 明確に設計数量の変更が見込まれている場合のスライド計算は	3 2
Q 8-9 : 減額スライド請求は請負者に対して証明書類等の提出を求めるのか	3 2
Q 8-10 : 発注者提示の減額スライド請求に同意しがたい場合の対応は	3 2
Q 8-11 : 当初の資材単価が見積もりによる場合の変動後の実勢価格は	3 2
Q 8-12 : 当初の資材単価が市況調査による場合の変動後の実勢価格は	3 3
Q 8-13 : 減額請求に異論が出されたが購入金額が確認できなかった場合は	3 3
Q 8-14 : 暗渠排水工事など県債併用工事におけるスライド請求と予算対応	3 3

【施工パッケージ型積算におけるスライドについて】

Q 9-1 : 施工パッケージ型積算における設計数量は、どのようになるのか。	3 4
--	-----

【単品スライド条項を適用するにあたって】

Q 1-1：単品スライド条項は市町村発注工事にも適用となるのか。

A 1-1：契約事項に単品スライド条項（以下、「単品スライド」という）が盛り込まれていれば、適用できる。

Q 1-2：（削除）

Q 1-3：単品スライドで定める「請負代金額」とは何か。

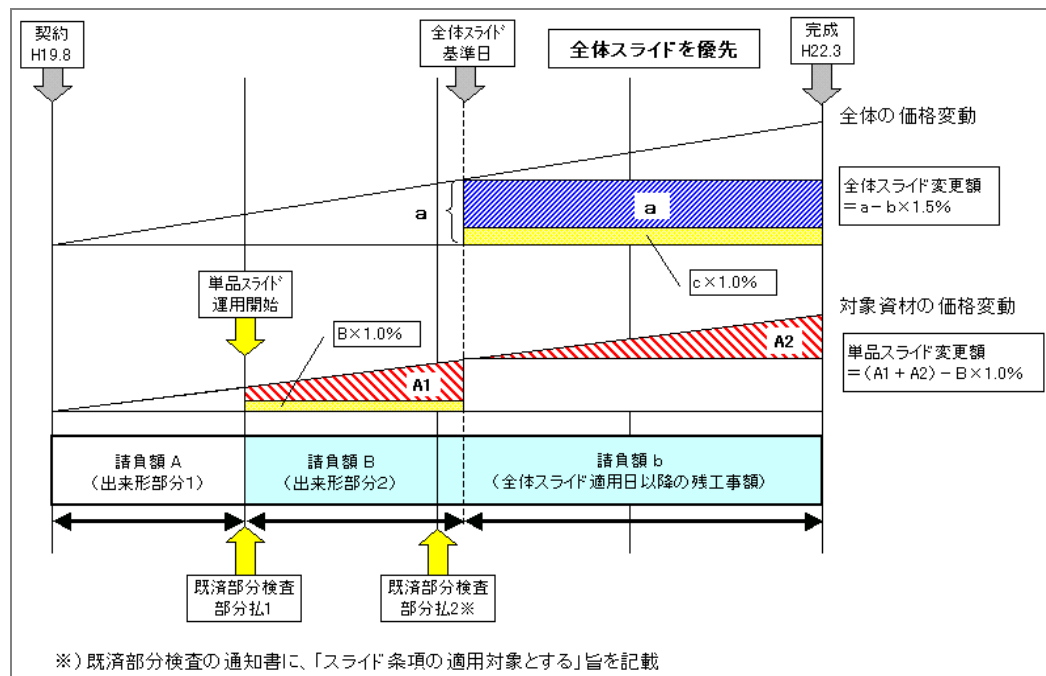
A 1-3：基本的には工事の最終的な請負代金額の総価である。なお、部分払いをした工事にあつては、請負代金額から出来形部分（検査が完了した部分で、支払い額とは異なる）を控除した額が対象となる。

Q 1-4：単品スライドによる変更契約はどの時点で行うのか。

A 1-4：単品スライドは、変更精算時の対象資材数量と請負代金額が対象となることから、先に通常の変更契約を行い、その後単品スライドの変更契約を行うこととなるが、同時に処理することも可能とする。

Q 1-5：全体スライド工事にも単品スライドは適用となるのか。

A 1-5：全体スライド工事にも併用は可能である。但し、全体スライドの基準日の前後で単品スライド対象金額と控除額の考え方が異なる（下図参照）。



単品スライドに関するQ&A

Q 1-6：単品スライドの基準日（運用開始日）はいつか。

A 1-6：基本的には当該工事の契約日が基準日となるが、部分払いをした工事にあつては既済部分検査日の翌日が基準日となる。

Q 1-7：単品スライドの対象となる工事は何か。

A 1-7：継続中の工事及び今後新規に発注する工事がスライド対象となる。なお、繰越やゼロ国債など前年度発注工事や県債併用工事も対象に含まれる。

Q 1-8：工期が終了している工事について、スライド請求はできないのか。

A 1-8：できない。

Q 1-9：発注者側が負担する額について説明せよ。

A 1-9：基準日から工期末までの間における対象資材（鋼材類、燃料油、諸資材）の価格上昇分（変動額）のうち、部分払いなどの既済部分を除いた残額に対して、1％を超えた部分の価格を発注者が負担する。例えば、対象資材の変動額が1.5％だった場合、1％は受注者、0.5％は発注者が負担することとなる。

Q 1-10：スライド変動額は鋼材類、燃料油など対象品目の合計金額か。

A 1-10：鋼材類、燃料油、諸資材のそれぞれの変動額が対象工事費の1％を超えなければ適用対象とならない。例えば、鋼材類による変動率が1.5％、燃料油が0.2％だとすると、単品スライドの適用は鋼材類のみで燃料油は対象とならない。

Q 1-11：部分引き渡しの工事も対象となるか。

A 1-11：工期中に一部だけ先に引き渡す工事の場合、引き渡し完了部分については単品スライドを適用できない。但し、部分引き渡しを行う「指定部分」について、請負者側から単品スライド適用の請求対象としたい旨の要請がある場合、引き渡し期限までに協議が整えば、対象とすることができるものとする。この場合、協議については「工事打合せ簿」等で処理し、発注者側からの回答として、部分引き渡しを行う「指定部分」が単品スライド条項の請求対象となる旨を記載して通知する。

Q 1-12：低入札工事も単品スライドの適用となるのか。

A 1-12：対象となる。

Q 1-13：前払いはスライドの対象から控除されるのか。

A 1-13：出来形部分ではないので控除されない。

Q 1-14：調査ボーリングなどの業務委託も対象となるか。

A 1-14：業務委託はスライドの対象外である。工事のみ対象。

単品スライドに関するQ&A

Q 1-15：単品スライドは、工期末の何日前から請求可能か。

A 1-15：単品スライドに基づく請負代金額の請求は、残工期が2月以上ある場合に限り、これを行うことができる。

Q 1-16：単品スライドの請求日は工期末の2月前までとあるが、この時点で精算代金額が未確定の場合、スライド請求はできないのか。

A 1-16：スライド額は精算代金額（変更精算額）を対象としており、スライド請求時点で確定していることが望ましい。但し、現請負金額にて変動額を計算し、スライド対象となる可能性があれば請求可能とする（以下、「概算スライド請求」という）。

→ 関連質問Q 5-6

なお、スライド額協議開始日については、変更契約が見込まれる時期以降に設定するよう留意すること。

Q 1-17：工事請負契約事項第25条第5項の運用（以下、「運用通知」という）について、4.(1)③で定義される「各種資材」とは何を指すのか。

A 1-17：各種資材とは、共通仮設費に計上される運搬費で、「率に含まれる建設機械の運搬費」と、積上げによる「質量20t以上の建設機械」及び「仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鋼板等）」、「**重建設機械の分解・組立及び輸送**」である。

Q 1-18：スライド額の算定後、変動額を設計書に計上する場合における留意点は何か。

A 1-18：単品スライドでは、対象資材費の差額だけを対象としているので、直接工事費のみを計上し、諸経費は考慮しない（国通達文書）。

なお、実際のスライド金額の算定にあたっては、「スライド変更額確認調書（様式-S 4に添付するもの）」によらるたい。

【対象資材と価格決定について】

Q 2-1：実勢価格とは何か。

A 2-1：実勢価格とは、物価資料（物価資料、積算資料）に掲載されている価格で、**平均値**を採用するものとする。

Q 2-2：当初積算が見積もりによる資材の場合、何が実勢価格となるのか。

A 2-2： 当初積算時の類似資材の物価変動率により算定した価格を実勢単価とする。
ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、発注者による見積りの徴取、近隣工事における資材の調達状況の確認等により、別途考慮する。

Q 2-3：搬入（または購入）した月の実勢価格とは何か。

A 2-3：原則として、搬入（または購入）した月の翌月の物価資料に掲載されている価格とする。但し、月積み契約の資材においては、搬入月のものを採用する。

→ 関連質問Q 2-13

これは、一般的に市況に出回っている資材が、搬入される1ヶ月前に契約され、その取引価格は翌々の物価資料に掲載されることから判断している。

時期	6月	7月	8月	9月
資材調達の流れ		● 契約 (価格決定)	● 現場搬入	
価格調査の流れ		←	→	◎ 9月号

搬入した月の翌月号

月積み契約の資材（8月に現着した資材の例）

- 建設物価：(財)経済物価調査会 8月号
- 8 / 9月積み→一部出荷が9月にずれ込むが、ほぼ全て8月
- 積算資料：(財)経済調査会 8月号
- 8月積み

平均値

Q 2-4：(削除)

Q 2-5：(削除)

Q 2-6：増額スライドの運用 3.(1)①で定義される「現場」とは何を指すのか。

A 2-6：基本的には工事現場を指しているが、施工前に別の場所で加工を行う場合は、これも「現場」に含めるものとする。また、工場製作工事では、対象資材が搬入された工場も「現場」と見なされる。

単品スライドに関するQ&A

Q 2-7：鋼材類には照明柱やガードレールも対象資材に含まれるのか。

A 2-7：鋼材二次製品も対象品目となる。

Q 2-8：鋳鉄管やライニング鋼管も対象資材に含まれるか。

A 2-8：含まれる。

Q 2-9：市場単価も対象となるのか。

A 2-9：数量を確認できる場合は対象となる。諸雑費など率計上は対象としない。

Q 2-10：コンクリート二次製品にも鉄筋が含まれているが、これも対象となるのか。

A 2-10：コンクリート二次製品等に含まれる鋼材類は対象としない（鋼材類を一部に含むコンクリート二次製品等については、その中に含まれる鋼材類に係る部分のみを分離して価格を算出することが困難なため）。

Q 2-11：増額スライドの運用4.(1) ②に、「仮設工等」とあるが、対象資材は何か。

A 2-11：鋼材類の賃料・損料についても対象とする。なお、一度リース契約を結んだものについては契約途中でその価格が変更されることがないため、スライド算定にあたっては、対象材料のリース開始日を搬入時点の価格とする。なお、複数の月でリースを開始している場合は、その数量に応じて加重平均することにより単価を算出する。

Q 2-12：仮設材質料について、仮設区分（任意、指定）により違いはあるのか。

A 2-12：指定仮設の場合はスライド対象とする。但し、任意仮設であっても積算内容と照らし合わせ、工法に大きな違いがなく、客観的に説明が可能であればスライド対象に含めることができる。但し、設計数量の範囲内までを対象とする。

Q 2-13：実勢単価は搬入（購入）した月の翌月の物価資料にということであるが、スライド協議開始から14日以内に翌月号が発刊されていない場合はどうするのか。

A 2-13：その場合には、最新号により単価を決定されたい。

Q 2-14：単品スライドの運用拡充に伴い、鋼材類、油脂類以外に諸資材が対象となっているが、対象品目はどの範囲までとなるか。

A 2-14：請負者と発注者間で個別に協議を行い、原材料費の高騰などの価格上昇要因が明確な資材については、単品スライドの適用対象資材とすることができるものとした。なお、この場合には、事前に技術管理課との協議が必要となる。

Q 2-15：単品スライドの運用拡充に伴い、単品スライド対象資材の範囲が拡大されたが対象品目の分類について示して欲しい。

A 2-15：基本的には下表を目安とする。

単品スライドに関するQ&A

対象品目	対象資材	備考
鋼材類	形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、PC 鋼線、ライナープレート、鉄鋼二次製品、ガードレール、落石・雪崩防止材等	非鉄金属は含まない 賃料・損料も対象
燃料油	軽油、ガソリン、混合油、重油、灯油	潤滑油は対象としない
骨材類	砂利、砂、栗石、碎石等	
コンクリート類	生コンクリート、モルタル、セメント、特殊コンクリート、コンクリート二次製品等 (PHC 杭、ブロック類、L型擁壁、側溝類、蓋板類、フリューム類、ボックスカルバート、集排水桝、推進管類、外圧管等)	
アスファルト混合物類	アスファルト混合物、スレートアスファルト、アスファルト乳剤	
木材類	丸太材、杭材、角材、割材、板材、合板、松矢板等	
法面保護用材類	芝類、土壌改良材、繊維ネット、肥料等	
塗料類	錆止め塗料、シンナー、中塗・上塗塗料	
電気・通信用材類	電線・ケーブル類、安定器、ランプ、配線器具等	
塩ビ管類	塩化ビニル管類、ポリエチレン管類、FRPM 管、継手材等	

Q 2-16：単品スライド対象資材の範囲が拡大された、やはり対象品目ごとに変動額を計算するのか。

A 2-16：考え方は従来どおりである。対象品目や資材が増えても、対象品目毎に変動額を計算し、請負額の 1 % を越えるかどうか判断することには変わりはない。

Q 2-17：アスファルト混合物における変動後の官側実勢単価は何によるのか（物価資料に該当単価がない）。

A 2-17：官側の実勢価格は、物価資料に掲載されている価格で、平均値を採用するものと定めているが、掲載単価が無い場合は A 2-2 による。

Q 2-18：対象数量にはロス等も加味するのか。

A 2-18：対象数量は、設計図書等に数量が明記されていない場合が一般的であるため、発注者の設計数量に対し、施工によるロス等の数量についても加味することができるものとする。

Q 2-19：受注者から実際の購入金額により価格変動後の金額を算定することについて、申し出があった場合の対応

A 2-19：請求時に、受注者が提出する『実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類』により、適当であることが認められた場合に限り、実際の購入金額を

単品スライドに関するQ&A

用いてスライド額を算定できるものとする。なお、詳細については、資料1 単品スライド条項のポイント 参考3 スライド額算定の手順を参照のこと。

Q 2-20：実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い場合の対応

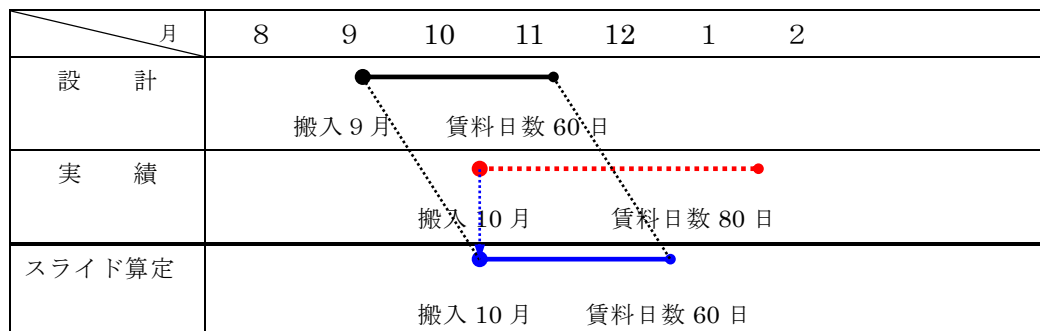
A 2-20: メーカー等から鋼材類を購入する際に購入先との基本契約で購入価格を漏洩しない旨を契約条項として設定している場合など、実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合においては、購入先や単価等の証明書類を省略し、当該対象資材の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、実際に購入した際の単価については搬入等した月の実勢価格を用い、スライド額を算定する。

単品スライドに関するQ&A

【材料調達関係について】

Q 3-1：資材調達の不調等により、仮設材の搬入時期と賃料日数について、設計との差異が生じた場合はどのように考えるのか。

A 3-1：搬入時期については請負者の実績に合わせ、賃料日数については発注者側の考え方で算定するものとする（日数変更が必要と認められる場合、スライド変更前に精算変更時点に対応していると思われる）。



Q 3-2：総合評価落札方式で仮設計画の技術提案を受けた工事についてはどのように考えるのか。

A 3-2：請負業者の実績数量を計上するのではなく、あくまで設計の考え方で比較するものとする。

Q 3-3：鋼材類において、下請業者が対象資材を購入・加工したものを買い取るという契約の場合の取り扱いはどうなるのか。

A 3-3：この場合、下請業者に対象資材が搬入された時点で現場搬入と見なす。なお、下請業者が直接取り扱いした資材の場合、これも証明書類となる。

→ 関連質問 Q 5-2

Q 3-4：今後部分払い検査等があるものは、対象外となるのか。

A 3-4：検査結果通知書等にスライド協議の対象にする旨を記載して通知することにより、スライド適用可能となる。

【暫定税率との関連について】

Q 4 - 1 : (削除)

Q 4 - 2 : (削除)

Q 4 - 3 : (削除)

【証明書関係について】

Q 5-1：増額スライドの運用 5. (1)及び(2)に記載されている「証明書類」とは何か。

A 5-1：対象資材を実際に購入した際の「購入数量」、「購入価格」、「購入時期」、「購入先」あるいは運搬した機材ごとの「運搬時期」、「運搬距離」、「運搬機械」、「運搬会社」を証明する書類（以下、「証明書類」という）をいう。

Q 5-2：証明書類の一部は会社でも保存しておくべきものがあり、今回単品スライドの証拠書類として原本の提出が必要となるのか。

A 5-2：発注者側に提出するものはコピーでも可とするが、必要事項は全てコピー前に記載しておくこと（コピー後の追記は不可）。但し、確認の意味で原本の提示を求める場合もある。

Q 5-3：増額スライドの運用 5. (3)に記載されている燃料油に関する「主たる用途に用いた数量」とは、どのようなものか。

A 5-3：全ての項目の証明がなされた数量を「主たる用途に用いた数量（V1）」、証明がなされなかった数量を「主たる用途以外に用いた数量（V2）」といい、原則として証明がなされた数量 V1 が単品スライドの対象となる。

但し、燃料油に該当する資材で、証明がなされなかった V2 についても、概算数量を算出してもらった上で、監督職員との協議の上、証明書類の全てを提出することがやむを得ないと認められる場合においては、設計数量（ $V1+V2 \leq \text{設計数量}$ ）の範囲内で対象数量とすることができる。

Q 5-4：単品スライドの対象材料と必要証明書類について説明せよ。

A 5-4：購入価格・数量等に関する証明書類については以下のとおりである。

なお、2. (2)について、請負業者から証明書類が提出されない場合（申請のない場合も含む）、単品スライドの対象としない。

対象品目	対象数量	区 分	必要事項	証明書類
1.鋼材類	(1) 設計数量	製作工場、現場等に搬入もしくは月積み契約した鋼材類	搬入現場、購入数量・価格、購入時期、購入先、購入金額等を証明するもの	証明様式－1
				納品書、領収書請求書等
2.燃料油	(1) 設計数量 ・主たる用途 ・主たる用途以外	現場内建設機械に使用した燃料類（場外へのダンプ運搬等含む）	購入現場、購入数量・価格、購入時期、購入先、購入金額等を証明するもの	証明様式－1
				納品書、請求書等納品書、領収書請求書等
	(2) 設計数量外（機材運搬燃料）	各種資材（建設機械、仮設材）の運搬に要した燃料類	運搬現場、運搬時期、運搬距離、運搬機械、運搬会社、燃料代等を証明するもの	証明様式－2 納品書、領収書請求書等

Q 5-5：スライド請求時点における提出書類等は何か。

A 5-5：スライド請求時に必要な書類は以下のとおりである。

単品スライドに関するQ&A

- ・ 物価の変動に基づく請負代金額の変更に伴う工事請負契約事項第 25 条第 5 項の適用について（様式－S 1）
- ・ スライド変更額確認調書
- ・ 請負代金額の変更の対象材料証明書（証明様式－1）
- ・ 各種資機材の材料証明書（証明様式－2）
- ・ 証明書類（コピーでも可）。
- ・ **実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類**

Q 5-6：概算スライド請求の場合、証明書類はどの程度必要か。

A 5-6：上記 5-5 と同様であるが、証明書類は請求時点までのものを添付する。なお、未購入（搬入）資材の単価については現時点における単価で試算するものとする。

Q 5-7：スライド額協議日を通知後、請負者側で変動額を算出したところ、スライド変更の対象とならなかった。この場合はどのように扱うのか。

A 5-7：「物価の変動に基づく請負代金の変更に伴う工事請負契約書第 25 条第 5 項の取り下げについて」（様式－S 3－2）を提出するものとする。

Q 5-8：スライド額協議日を通知後、発注者側で変動額を算出したところ、スライド変更の対象とならなかった。この場合はどのように扱うのか。

A 5-8：「請負代金額の変更について（通知）」（様式－S 5）により、その旨通知するものとする。

Q 5-9：請負代金額の変更協議（様式－S 3－1）は、指定されたスライド協議開始日から何日以内に行うのか。

A 5-9：協議開始日から 14 日以内にスライド額を決定する必要があるため、速やかに協議を開始されたい。

Q 5-10：仮設材や建設機械の運搬に関する証明書類は、「運搬現場、運搬時期、運搬距離、運搬機械、運搬会社、燃料代」等とあるが、具体的には何が必要か。

A 5-10：具体例を以下に示す。

項 目	証明書類	提出区分	備 考
運搬会社	請求書（納品書）	必須	
対象機材	請求書（納品書）	必須	
搬入現場	請求書（納品書）	必須	
搬入時期	請求書（納品書）	必須	
運搬距離・基地	ルート図（地図等）	必須	
運搬機械	車検証の写し		
運搬費	計算書（見積書）		
燃料代	請求書（納品書）		

単品スライドに関するQ&A

なお、運搬機械、運搬費、燃料代の証明書類が提出困難な場合は、発注者側の考え方でのみ算出する。 → 関連質問 Q 6-1、Q 6-2

Q 5-11：燃料油における証明書類の具体例を示せ。

A 5-11：以下に証明書類の例を示すので参考とされたい。

- (例 5-11-1) 現場毎に処理している場合
- (例 5-11-2) 会社で一括処理している場合

Q 5-12：鋼材類における証明書類の具体例を示せ。

A 5-12：以下に証明書類の例を示すので参考とされたい。

- (例 5-12-1) 現場毎に処理している場合（その1）
- (例 5-12-2) 現場毎に処理している場合（その2）
- (例 5-12-3) 現場毎に処理している場合（その3）
- (例 5-12-4) 会社で一括処理している場合

Q 5-13：仮設材や建設機械における証明書類の具体例を示せ。

A 5-13：以下に証明書類の例を示すので参考とされたい。

- (例 5-13-1) 現場毎に処理している場合（その1）

(例 5-11-1) 現場毎に処理している場合 (燃料油)

請求書にて、請負業者名、工事現場、購入先、対象資材名、購入価格・数量、購入金額、購入時期を確認

請負業者名
(工事現場)

購入先

〇〇建設

急傾斜地崩壊対策工事

〇〇地区 LB〇〇-〇〇

様

請

書

株式会社 ◇◇石油 〇〇支店

〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇町〇〇〇〇 〇-〇

印

発券名
TEL

購入金額

請求締日 2008年04月末日

お客様へのお知らせ

取引銀行名

毎度有り難う御座居ます。下記のとおり請求申し上げます。

前回請求額	入金額	調整額	差引繰越額	今月お買上合計	請求額
				74,631	74,631

ハイオク	レギュラー	軽油	灯油
		592	36

SC 14

購入時期

対象資材名

数量

単価

お買上明細書

月日	伝票番号	商 品 名	数 量	単 価	金 額	車整番号	備考
4/1	3069	軽油	30	100	3,000		
4/1	3070	軽油	32	100	3,200		
4/1	3071	軽油	26	100	2,600		
4/10	3860	軽油	168	100	16,800		
4/10	3861	軽油	13	100	1,300		
4/14	4241	軽油	35	100	3,500		
4/14	4242	軽油	24	100	2,400		
4/14	4265	灯油	36	95	3,420		
4/23	5082	軽油	39	100	3,900		
4/23	5083	軽油	28	100	2,800		
4/23	5084	軽油	77	100	7,700		
4/28	5586	軽油	30	100	3,000		
4/28	5587	軽油	28	100	2,800		
4/28	5588	軽油	62	100	6,200		
		小 計			62,620		
		消費税等			3,131		
		軽油税	592		8,880		

単品スライドに関するQ&A

(例 5-11-1) 会社で一括処理している場合 (燃料油)

請求書にて、請負業者名、購入先、対象資材名、購入数量・価格、購入金額、購入時期を確認。工事現場は確認できない。

納品書も
チェック



御 請 求 書

請負業者名

〇 〇 建 設

様

購 入 先

株式会社 ◇◇石油 ○○支店

印

お客様へのお知らせ

毎度お買上ありがとうございます。下記のとおりご請求申し上げます。

前回御請求額	御入金額	値引・調整額	差引繰越額	今回御買上額	(内消費税)	(内軽油税)	今回御請求額
420,010	307,208	420	112,382	215,628	8,466	37,846	328,010

購入
時期

日付	伝票 NO	商 品 名	数 量	単 価	金 額	消費税	車番	給油 SS
06/05	0161	(入金) 手形 期日: 2008年09月20日		購入金額	155,000			01
06/05	0161	(入金) 振込			152,208			01
06/05	0161	(入金) 手数料		単 価	420			01
06/09	0091	011300 軽油	24.93	113.90	2,705	135		01
06/09	0116	011300 軽油	23.00	113.90	2,495	125		01
06/10	0072	011200 レギュラー	10.00	170.00	1,619	81		01
06/12	0174	011311 軽油 (配達)	62.00	113.90	6,726	336		01
06/12	0174	011311 軽油 (配達)	40.00	113.90	4,339	217		01
06/14	0006	011311 軽油 (配達)	68.00	113.90	7,376	369		01
06/16	0042	011311 軽油 (配達)	100.00	113.90	10,849	542		01
06/23	0014	011311 軽油 (配達)	311.00	113.90	33,733	1,687		01
06/28	0115	011311 軽油 (配達)	330.00	113.90	35,797	1,790		01
		***** (軽油税)	958.93		30,781			
		*** 車 両 計 ***			136,422	5,282		
06/10	0084	011200 レギュラー	28.90	170.00	4,679	234	0354	01
06/20	0061	011200 レギュラー	27.00	168.00	4,320	216	0354	01
06/26	0027	011200 レギュラー	19.30	168.00	3,088	154	0354	01
		*** 車 両 計 ***			12,087	604		
06/16	0093	011300 軽油	44.00	113.90	4,773	239	0938	01
		***** (軽油税)	44.00		1,412			
		*** 車 両 計 ***			6,185	239		
06/24	0074	011200 レギュラー	28.00	168.00	4,480	224	2278	01
06/30	0086	011200 レギュラー	25.20	168.00	4,032	202	2278	01
		*** 車 両 計 ***			8,512	426		
06/25	0177	011300 軽油	38.40	113.90	4,165	208	2812	01
		***** (軽油税)	38.40		1,233			
		*** 車 両 計 ***			5,398	208		
06/02	0102	011300 軽油	43.50	113.90	4,719	236	3179	01
06/10	0030	011300 軽油	30.50	113.90	3,309	165	3179	01
06/19	0023	011300 軽油	40.70	113.90	4,415	221	3179	01
06/22	0012	011300 軽油	23.01	113.90	2,495	125	3179	01
		***** (軽油税)	137.71		4,420			
		*** 車 両 計 ***			19,358	747		
06/30	0179	011200 レギュラー	24.40	168.00	3,904	195	6963	01
		*** 車 両 計 ***			3,904	195		
06/20	0091	011200 レギュラー	36.00	168.00	5,760	288	7020	01
		*** 車 両 計 ***			5,760	288		

御使用量	ハイオク	レギュラー	軽 油	灯 油	そ の 他
		258.40 41,418	1,179.04 165,744		

(例 5-11-1) 会社で一括処理の場合 (燃料油)

納品書にて、工事現場名を確認、請求書の記載内容と購入時期、対象資材名及び数量を照合する。

購入時期

請負業者名

平成 20 年 6 月 23 日

自動車ナンバー

御氏名

〇〇建設様

サイン

秋田 一郎

対象資材名

数量

納品書

品名	数量	単価	金額
1 レギュラーガソリン			
2 スーパーマグナム			
3 軽油	311.0		
4 灯油			
5 オイル			
6			
7			
8 神岡 06203			
9			

工事現場

013023

係 山王 太郎

合計

※領収書には22円がワンコインに限り2000円の領収書とさせていただきます。

神岡 06203 号工事 軽油合計〇〇〇リットル

(例 5-12-1) 現場毎に処理している場合(鋼材類)
請求書にて、請負業者名、工事現場、搬入先、対象資材名、購入・数量・価格、購入金額、搬入時期を確認

[illegible]

単品スライドに関するQ&A

(例 5-12-2) 現場毎に処理している場合 (鋼材類)

請求書にて、請負業者名、工事現場、搬入先、対象資材名、購入数量・価格、購入金額、搬入時期を確認

請 求 明 細 書

平成20年 6月 〇日

〇〇市〇〇町123番地

請負業者名
〇〇建設株式会社 殿

納入先
〇〇商事株式会社
本社: 〇〇市〇〇町××番地
電話: 0180-〇〇-〇〇〇〇

納入期日
下記の通り御請求申し上げます。

納品書 番号	出荷 年月日	送り状 番号	得意先 番号	振替 口座番号	税 率	税 額	計算 方式
06001	08/06/10	14788	065506	秋 田			5.0%

行 番	品目番号	品 名・寸 法	単位	長さ	個 数	数量(重量)	単位	単 価	金 額	税 区	税 率	税 額
1	1126	SS400 L 6X65W/M	5910	5500	6	19500	2	12500	24375	5	0	
2	93814	SS400 L 6X65W/M	40700		3	12200	2	16000	19520	5	0	
3												
4												
5												
6												
7												
8												

備考
現場名: **△△改築工事**

単価単位 1...個数 2...重量 3...長さ 4...数量 5...坪 6...%値引
U 5/31 Z 416,336 R 46,090

税額計算方式 A...納品書ごと B...各明細行ごと C...請求書発行時一括

総合計 46090 金 額 43895 税 額 2195

請 求 明 細 書

平成20年 6月 〇日

〇〇市〇〇町123番地

〇〇建設株式会社 殿

納入先
〇〇商事株式会社
本社: 〇〇市〇〇町××番地
電話: 0180-〇〇-〇〇〇〇

下記の通り御請求申し上げます。

納品書 番号	出荷 年月日	送り状 番号	得意先 番号	振替 口座番号	税 率	税 額	計算 方式
06002	08/06/12	14822	065506	秋 田			5.0%

行 番	品目番号	品 名・寸 法	単位	長さ	個 数	数量(重量)	単位	単 価	金 額	税 区	税 率	税 額
1	38990	SSS304 L6X50		5000	2	4480	2	72000	32256	5	0	
2	38993	*		6000	1	2890	2	72000	19368	5	0	
3												
4												
5												
6												
7												
8												

備考
現場名: **△△改築工事**

単価単位 1...個数 2...重量 3...長さ 4...数量 5...坪 6...%値引
U 0/10 Z 470,541 R 100,295

税額計算方式 A...納品書ごと B...各明細行ごと C...請求書発行時一括

総合計 54205 金 額 51624 税 額 2581

単品スライドに関するQ&A

(例 5-12-3) 現場毎に処理している場合 (鋼材類)

請求書にて、請負業者名、工事現場、搬入先、対象資材名、購入数量・価格、購入金額、搬入時期を確認

搬入期日

No.

納品書

〇〇〇建設様

20年1月31日

品名	数量	重量	単価	金額
1 D13×6.5	24			
2 D16×5.5	40			
3				
4				
5				
6				
7				

店渡		合計	
配達		現場名	△△△工事
発送			

▽□株式会社
秋田県〇〇市〇〇町
TEL 018(860)24190
FAX 018(860)3829

購入数量

購入単価

購入金額

工事現場名

No.

請求書

〇〇〇建設様

20年2月10日

品名	数量	重量	単価	金額
1 D13×6.5	24	156	500	12000
2 D16×5.5	40	344	798	31920
3				
4				
5				
6				
7				

店渡		合計	43920
配達		現場名	△△△工事
発送			

▽□株式会社
秋田県〇〇市〇〇町
TEL 018(860)24190
FAX 018(860)3829

単品スライドに関するQ&A

(例 5-12-4) 会社で一括処理している場合 (鋼材類)

請求書にて、請負業者名、購入先、対象資材名、購入価格を確認。
対象工事名、搬入数量は確認できない。

仕入明細等
もチェック



請負業者名		御請求明細書		納入先	
〇〇市〇〇町××番地△		2007 年 12 月 31 日 締切		株式会社 〇〇〇〇〇〇〇〇	
株式会社 〇〇〇建設 御中		下記の通り御請求申し上げます。		秋田県〇〇市〇〇町××番地△ 電話 0180-〇〇-〇〇〇〇	
搬入期日	対象資材名	単 価	発行年月日 2007/12/31 請求番号 0010206-2		
3,655,658	3,655,658	0	5,221,543	261,077	5,482,620
07/12/10	00022972	330180000	SUS304板No.1	9x181x230	8
00022974	330180000	SUS304板No.1	40x170x240	4	2,270.00
00022975	330180000	SUS304板No.1	16x110x153	4	18,160
00022976	330180000	SUS304板No.1	9x50x143	8	56,640
00022977	330610112	SUS304 丸棒 PL	12φ	4,000.0	20,600
00022978	330610158	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	3,820
00022979	330610159	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	5,749
00022980	330610160	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	18,240
00022981	330610161	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00022982	330610162	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00022983	330610163	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00022984	330610164	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00022985	330610165	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00022986	330610166	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00022987	330610167	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00022988	330610168	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00022989	330610169	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00022990	330610170	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00022991	330610171	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00022992	330610172	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00022993	330610173	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00022994	330610174	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00022995	330610175	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00022996	330610176	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00022997	330610177	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00022998	330610178	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00022999	330610179	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023000	330610180	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023001	330610181	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023002	330610182	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023003	330610183	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023004	330610184	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023005	330610185	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023006	330610186	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023007	330610187	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023008	330610188	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023009	330610189	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023010	330610190	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023011	330610191	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023012	330610192	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023013	330610193	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023014	330610194	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023015	330610195	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023016	330610196	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023017	330610197	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023018	330610198	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023019	330610199	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023020	330610200	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023021	330610201	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023022	330610202	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023023	330610203	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023024	330610204	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023025	330610205	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023026	330610206	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023027	330610207	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023028	330610208	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023029	330610209	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023030	330610210	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023031	330610211	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023032	330610212	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023033	330610213	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023034	330610214	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023035	330610215	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023036	330610216	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023037	330610217	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023038	330610218	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023039	330610219	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023040	330610220	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023041	330610221	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023042	330610222	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023043	330610223	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023044	330610224	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023045	330610225	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023046	330610226	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023047	330610227	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023048	330610228	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023049	330610229	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023050	330610230	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023051	330610231	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023052	330610232	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023053	330610233	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023054	330610234	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023055	330610235	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023056	330610236	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023057	330610237	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023058	330610238	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023059	330610239	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023060	330610240	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023061	330610241	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023062	330610242	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023063	330610243	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023064	330610244	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023065	330610245	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023066	330610246	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023067	330610247	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023068	330610248	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023069	330610249	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023070	330610250	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023071	330610251	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023072	330610252	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023073	330610253	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023074	330610254	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023075	330610255	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023076	330610256	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023077	330610257	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023078	330610258	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023079	330610259	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023080	330610260	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023081	330610261	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023082	330610262	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023083	330610263	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023084	330610264	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023085	330610265	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023086	330610266	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023087	330610267	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023088	330610268	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023089	330610269	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023090	330610270	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023091	330610271	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023092	330610272	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023093	330610273	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023094	330610274	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023095	330610275	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023096	330610276	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023097	330610277	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023098	330610278	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023099	330610279	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023100	330610280	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023101	330610281	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023102	330610282	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023103	330610283	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023104	330610284	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023105	330610285	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023106	330610286	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023107	330610287	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023108	330610288	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023109	330610289	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023110	330610290	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023111	330610291	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023112	330610292	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023113	330610293	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023114	330610294	SUS304 丸棒 直棒	5φ	2,000.0	400
00023115					

(例5-12-4) 会社で一括処理している場合(鋼材類)

仕入明細等により、対象工事名、対象資材名、搬入時期、搬入数量等を確認。

商品コード別・仕入明細									
【19年 6月 1日～19年12月31日】									
伝区	年月日	伝票No	区	品名	入数	箱数	数量	単位	金額
搬入期日				対象資材名			数量	単価	金額
19.11.30	7572 0	(PG0717) 11/14	SUS304	6*130*65-6m (4)	1		288.0 k	1,030	296,640
19.11.30	7572 0	(PG0717) 11/14	SUS304	平hot 9*100-6m (1)	1		42.8 k	920	39,376
19.11.30	7572 0	(PG0717) 11/14	SUS304	平hot 6*50-5m (2)	1		23.8 k	910	21,658
19.11.30	7572 0	(PG0717) 11/14	SUS304板No.1	6*795*2468	1		1.0	62,600	62,600
19.11.30	7572 0	(PG0717) 11/14	SUS304板No.1	6*795*3169	1		1.0	80,400	80,400
19.11.30	7572 0	(PG0717) 11/21	SUS304板No.1	12*110*232	1		6.0	2,110	12,660
19.11.30	7572 0	(PG0717) 11/21	SUS304板No.1	16*110*153	1		4.0	5,620	22,480
19.11.30	7572 0	(PG0717) 11/21	SUS304板No.1	16*110*153	1		4.0	5,560	22,240
19.11.30	7572 0	(PG0717) 11/21	SUS304板No.1	9*0*143	1		16.0	490	7,840
19.11.30	7572 0	(PG0717) 11/28	SUS304板No.1	12*100*232	1		2.0	1,900	3,800
19.11.30	7572 0	(PG0717) 11/28	SUS304板No.1	9*40*118	1		4.0	360	1,440
19.11.30	7572 0	(PG0717) 11/28	SUS304板No.1	16*126*153	1		4.0	4,850	19,400
19.11.30	7572 0	(PG0717) 11/28	SUS304板No.1	12*70*232	1		1.0	1,380	1,380
19.11.30	7572 0	(PG0717) 11/28	SUS304板No.1	9*35*90	1		2.0	270	540
19.11.30	7572 0	(PG0717) 11/28	SUS304板No.1	9*50*143	1		6.0	490	2,940
19.11.30	7572 0	(PG0717) 11/28	SUS304板No.1	16*108*153	1		2.0	5,110	10,220
19.12.31	7654 0	(PG0717) 12/3	SUS304板No.1	19*40*40	1		4.0	1,150	4,600
19.12.31	7654 0	(PG0717) 12/7	SS-D丸棒	80 φ-1000mm	1		1.0	10,470	10,470
19.12.31	7654 0	(PG0717) 12/7	BC6 丸棒	40 φ-300mm	1		1.0	5,940	5,940
19.12.31	7654 0	(PG0717) 12/7	BC6 丸棒	20 φ-300mm	1		1.0	1,800	1,800
19.12.31	7654 0	(PG0717) 12/10	SUS304板No.1	16*110*153	1		4.0	5,150	20,600
19.12.31	7654 0	(PG0717) 12/10	SUS304板No.1	9*50*143	1		8.0	490	3,920
19.12.31	7654 0	(PG0717) 12/12	SS400	16.0*290*290 (2)	1		21.2 k	140	2,968
19.12.31	7654 0	(PG0717) 12/12	SUS304板No.1	19*40*40	1		4.0	1,150	4,600
19.12.31	7654 0	(PG0717) 12/17	角パイプ	3.2*75*45-6m (5)	1		165.0 k	110	18,150
【仕入先 計】							616.8		678,662
【商品 計】							616.8		678,662
【期間 合計】									678,662
							合計金額		

単品スライドに関するQ&A

(例 5-13-1) 現場毎に処理している場合(仮設材)

請求書にて、請負業者名、工事現場、搬入先、対象資材名、購入数量・価格、搬入時期等を確認。

請負業者名: ○○建設株式会社 殿

現場名: 工事名 急傾斜地崩壊対策工事 LB○○-○○

請求書(出来高)

搬入先: 株式会社 □□リース
○○○-○○○
○○市△△△町□□□

平成19年10月20日

現場担当印

搬入数量

NO-1

価格

搬入時期

対象資材名

請求期間 自 至	内 容	伝票 No.	個 数	延長m	重量t	貸貸単位	日数	単 価	金 額
10 21 11 20	敷鉄板		100		160.4	日・枚	31	37	114,700
11 5 11 20	敷鉄板		32		51.328	日・枚	16	38	19,456
11 8 11 20	敷鉄板		45		72.180	日・枚	15	38	25,650
11 7 11 20	敷鉄板		32		51.328	日・枚	14	38	17,024
11 8 11 20	敷鉄板		21		33.684	日・枚	13	38	10,374
11 5 11 20	敷鉄板		2		1.604	日・枚	16	19	608
					210.124	トン		2,300	483,285
	合 計								671,097

Q 5-14: 実工程上との整合性を証明する書類とは何か(資料-1、P12)

A 5-14: 請負者側から事前に提出されている施工計画書の工程表にて、資材の搬入(購入)時期の妥当性をチェックするものとする。なお、これと相違がある場合は証明書類と一緒に提出するものとする。

Q 5-15: (削除)

【スライド請求・金額算定について】

Q 6-1：各種資材の運搬に要する対象数量はどのように算出するのか。

A 6-1：各種資材（建設機械、仮設材）の運搬に要した燃料類については、輸送基地からの運搬距離、走行速度、機関出力、燃料消費量より間接的に数量を算出するものとする。

Q 6-2：各種資材の運搬等に要するスライド額はどのように算出するのか。

A 6-2：仮設材の賃料・損料については「鋼材類」に、その他資材の運搬に要した費用については「燃料油」及び「諸資材」の変動額に加算するものとする。このとき、請負代金額の1%を超えるかの判断については、各対象資材との合計金額とする。

$$S = \left((M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{賃料}}^{\text{変更}} - M_{\text{賃料}}^{\text{当初}}) \right) + \left((M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{運賃}}^{\text{変更}} - M_{\text{運賃}}^{\text{当初}}) \right) + \left((M_{\text{材}}^{\text{変更}} - M_{\text{材}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{賃料}}^{\text{変更}} - M_{\text{賃料}}^{\text{当初}}) \right) - P \times (\text{消費税率} + 1)$$

各対象資材毎の増額分が1%を超えるか判断する

Q 6-3：発注者側における価格変動後の対象数量と金額の決定方法について説明せよ。

A 6-3：対象数量と価格変動後金額については以下のとおりである。

① 請負者側の価格変動後金額

申請数量：V1+V2 (請負者)	申請数量における変動後金額の決定方法	
	申請数量	設計数量外
(V1+V2) > V	V / (V1+V2) × 購入金額	運搬費
(V1+V2) ≤ V	各月の購入数量と実勢単価による加重平均 × (V1+V2)	運搬費

② 発注者側の価格変動後

申請数量：V1+V2 (請負者)	証明書	対象数量（発注者）：V		設計数量における変動後金額の決定方法
		設計数量	設計数量外	
(V1+V2) > V	証明書類の提出あり	V1 ※V1>Vの場合 V1=V	機材運搬燃料費	各月の購入数量と実勢単価による加重平均 × 対象数量
	証明書類の提出なし	V-V1 ※V1>Vの場合 V2=0		工期の始期が属する翌月から工期末の前々月までの実勢価格の平均 × 対象数量
(V1+V2) ≤ V	証明書類の提出あり	V1	機材運搬燃料費	各月の購入数量と実勢単価による加重平均 × 対象数量
	証明書類の提出なし	V2		工期の始期が属する翌月から工期末の前々月までの実勢価格の平均 × 対象数量

※) V1：証明がなされた数量、V2：証明がなされなかった数量、V：設計数量

単品スライドに関するQ&A

Q 6-4：スライド額の算定にあたり、増額スライドの運用 2. (1)の P（請負代金額）には消費税が含まれるか。

A 6-4：含まれます。

Q 6-5：受注者側の価格変動後金額にも落札率は乗じるのか。

A 6-5：乗じません。また、受注者の購入金額を実勢単価とした場合についても乗じません。

Q 6-6：証明書類が他の工事現場のものも含んでいる場合、取り扱いはどうなるのか。

A 6-6：他の工事と一緒にでも、当該工事に使用されていることが証明できればよい。

Q 6-7：(削除)

Q 6-8：スライド額の算定にあたり、運用通知 2. (4)「乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額」の扱いについて、詳しく説明せよ。

A 6-8：「乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額」の計算例について、以下に示す。

(ケース 1) ①実際の購入数量が設計数量以下である場合

～比較数量は購入数量（受注者申請数量）となる

(当初設計)

溝形鋼 [250 数量: <u>2.0 t</u> 単価:126,000 円 金額:252,000 円
--

申請数量

(実績)

溝形鋼 [250 数量: <u>1.9 t</u> 単価:127,000 円 金額:254,600 円
--

$$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}} = \underline{1.9 \text{ t}} \times \underline{126,000} \times k \times 105 / 100 = 238,350 \text{ 円} \quad \text{実勢単価} \quad (k=0.95 \text{ とする})$$

$$M1: \text{価格変動後の官側積算額} : \underline{1.9 \text{ t}} \times \underline{142,000} \times k \times 105 / 100 = 254,100 \text{ 円}$$

$$M2: \text{受注者の実際の購入金額} : \underline{1.9 \text{ t}} \times \underline{127,000} \times 105 / 100 = 253,050 \text{ 円}$$

$M2 < M1$ 、よって受注者の代金額がスライド額となる。

$$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} = \underline{1.9 \text{ t}} \times \underline{127,000} \times 105 / 100 = 253,050 \text{ 円}$$

落札率は乗じない

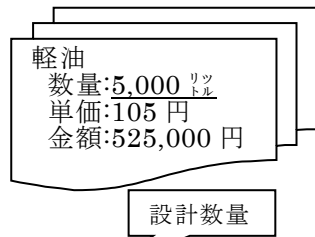
$$\text{※変動額}_{\text{鋼}} = M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}} = 253,050 - 238,350 = \underline{14,700 \text{ 円}}$$

単品スライドに関するQ&A

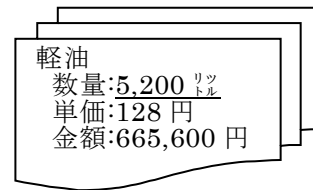
(ケース2) ②実際の購入数量が対象数量を上回る場合(その1)

～比較数量は、設計数量である

(当初設計)



(実績)



$$M_{油}^{当初} = 5,000 \text{ リットル} \times 105 \times k \times 105 / 100 = 495,600 \text{ 円} \quad \text{実勢単価} \quad (k=0.90 \text{ とする})$$

$$M1: \text{価格変動後の官側積算額} : 5,000 \text{ リットル} \times 126 \times k \times 105 / 100 = 595,350 \text{ 円}$$

$$M2: \text{受注者の実際の購入金額} : 5,000 \text{ リットル} / 5,200 \text{ リットル} \times 665,600 = 640,000 \text{ 円}$$

設計数量÷実績数量

代金額

$M1 < M2$ 、よって官側積算額がスライド額となる。

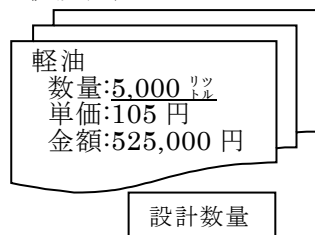
$$M_{油}^{変更} = 5,000 \text{ リットル} \times 126 \times k \times 105 / 100 = 595,350 \text{ 円}$$

$$\text{※変動額}_{油} = M_{油}^{変更} - M_{油}^{当初} = 595,350 - 495,650 = \underline{99,700 \text{ 円}}$$

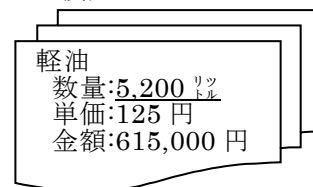
(ケース3) ②実際の購入数量が対象数量を上回る場合(その2)

～比較数量は、設計数量である

(当初設計)



(実績)



$$M_{油}^{当初} = 5,000 \text{ リットル} \times 105 \times k \times 105 / 100 = 495,600 \text{ 円} \quad \text{実勢単価} \quad (k=0.90 \text{ とする})$$

$$M1: \text{価格変動後の官側積算額} : 5,000 \text{ リットル} \times 126 \times k \times 105 / 100 = 595,350 \text{ 円}$$

$$M2: \text{受注者の実際の購入金額} : 5,000 \text{ リットル} / 5,200 \text{ リットル} \times 615,000 = 591,346 \text{ 円}$$

設計数量÷実績数量

代金額

$M2 < M1$ 、よって受注者の購入金額がスライド額となる。

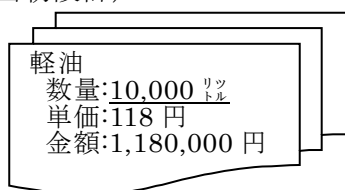
$$M_{油}^{変更} = 5,000 \text{ リットル} / 5,200 \text{ リットル} \times 615,000 = 591,346 \text{ 円}$$

$$\text{※変動額}_{油} = M_{油}^{変更} - M_{油}^{当初} = 591,346 - 495,600 = \underline{95,746 \text{ 円}}$$

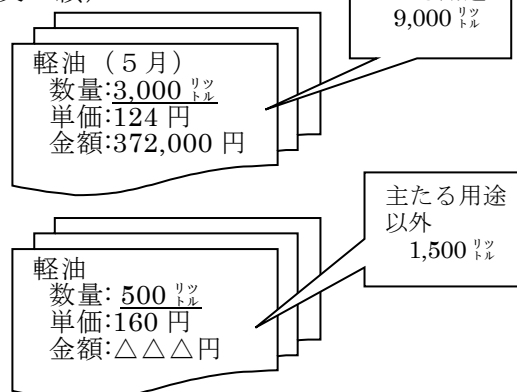
単品スライドに関するQ&A

(ケース4) ③燃料油について主たる用途以外の用途に用いた数量を対象数量とした場合(設計: 10,000 リットル、工期: 4月～9月を想定)

(当初設計)



(実績)



設計数量: 10,000 リットル

<

実績数量: 10,500 リットル

設計数量

購入代金合計: 1,400,000 円

$$M_{\text{油}}^{\text{当初}} = \frac{10,000 \text{ リットル} \times 118 \times k \times 105}{100} = 1,115,100 \text{ 円} \quad (k=0.90 \text{ とする})$$

MI: 価格変動後の官側積算額:

加重平均した単価

○主たる用途の場合 $\frac{9,000 \text{ リットル} \times 128 \times k \times 105}{100} = 1,087,800 \text{ 円}$

※各購入月の実勢価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した価格

$$\frac{(3,000 \times 125 + 4,500 \times 125 + 1,000 \times 142 + 500 \times 160)}{(3,000 + 4,500 + 1,000 + 500)} = 128 \text{ 円} \quad (\text{下記実績表参照})$$

$$\div (3,000 + 4,500 + 1,000 + 500) = 128 \text{ 円} \quad (\text{下記実績表参照})$$

○主たる用途以外の場合

設計数量

主たる分控除

平均価格

$$\frac{(10,000 \text{ リットル} - 9,000 \text{ リットル}) \times 130 \times k \times 105}{100} = 122,850 \text{ 円}$$

※工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格

$$(125 + 125 + 142) \div 3 = 130 \text{ 円}$$

(下記実績表参照)

$$\text{※ } MI = 1,087,800 + 122,850 = 1,210,650 \text{ 円}$$

実績表

← 購入月 →

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
主たる用途 V = 9,000 リットル		★購入	★購入	★購入	★購入	
		3000 リットル	4500 リットル	1000 リットル	500 リットル	
業者購入時単価	103	124	160	169	170	
官側実勢単価	118	125	125	142	160	
主たる用途以外 V2 = 1,500 リットル	購入月等不明 1,500 リットル					
	業者購入時単価	103	124	160	169	169
	官側実勢単価	118	125	125	142	165

← 工期の始期の翌月 工期末の前々月 →

単品スライドに関するQ&A

M2: 受注者の実際の購入金額（購入単価による）:

$$\frac{10,000 \text{ リットル}}{10,500 \text{ リットル}} \times 1,400,000 = 1,333,333 \text{ 円}$$

設計数量÷実績数量

代金額

M1 < M2、よって官側積算額がスライド額となる。

$$M_{\text{油}}^{\text{変更}} = 1,087,800 + 122,850 = 1,210,650 \text{ 円}$$

$$\text{※変動額}_{\text{油}} = M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}} = 1,210,650 - 1,115,100 = 95,550 \text{ 円}$$

Q 6-9: 価格変動後における単価の算定方法について、詳しく説明せよ。

A 6-9: 運用通知 3. (1)に示す①～②について、以下に具体例を示す。

(ケース1) ①鋼材類または②燃料油イの場合

p': 各対象資材を搬入した期間における単価の平均値
 $p' = (100.0t \times 98,000 \text{ 円/t} + 120.0t \times 106,000 \text{ 円/t}) \div (100.0t + 120.0t)$
 $= 102,363 \text{ 円/t}$

鋼 板(SM490A)	●発注			実勢価格		M変更鋼	M当初鋼
	4月	5月	6月	(官積算との比較)		受注者又は官積算で少ない額	p×D×K×1.05
		★搬入	★搬入	p'	p'×D×K×1.05		
受注者: 搬入または購入時数量		100.0	120.0	220.0			
受注者積算: 受注者購入時単価		100,000	110,000	105,454	20,704,950		
官積算: 実勢単価(物価資料等)	98,000	98,000	106,000	102,363	20,098,050	20,098,050	19,242,300
変動額鋼=M変更鋼-M当初鋼	変動額鋼=			20,098,050円 -	19,242,300円 =		855,750円

$$M_{\text{変更鋼}} = 102,363 \text{ 円/t} \times 220.0t \times \text{落札率} \times 1.05 = 20,098,050$$

受注者又は官積算で少ない額を採用
 官: 20,098,050 < 受: 20,704,950
 よって、官を採用

$$M_{\text{当初鋼}} = 98,000 \text{ 円/t} \times 220.0t \times \text{落札率} \times 1.05 = 19,242,300$$

単品スライドに関するQ&A

(ケース2) ②燃料油口の場合

対象数量：8,000 リットル、工期：4月～9月

主たる用途：7,000 リットル、主たる用途以外：1,000 リットル

p' :各対象資材を搬入した期間における単価の平均値
 $p' = (3,000L \times 125 \text{ 円/L} + 4,000L \times 125 \text{ 円/L} + 2,000L \times 142 \text{ 円/L}) \div (3,000L + 4,000L + 2,000L)$
 $= 128 \text{ 円/L}$

軽油(パトロール) 主たる用途	●発注				実勢価格		M変更鋼	M当初鋼
	4月	5月	6月	7月	(官積算との比較)		受注者又は官積算で少ない額	$p \times D \times K \times 1.05$
		★購入	★購入	★購入	p'	$p' \times D \times K \times 1.05$		
受注者:搬入または購入時数量		3,000.0	4,000.0	2,000.0	7,000.0		799,050	737,100
受注者積算:受注者購入時単価	103	124	160	169	150	936,600		
官積算:実勢単価(物価資料等)	118	125	125	142	128	799,050		
変動額鋼=M変更鋼-M当初鋼	変動額鋼				799,050円	—	737,100円	= 61,950円

軽油(パトロール) 主たる用途以外	●発注				実勢価格		M変更鋼	M当初鋼
	4月	5月	6月	7月	(官積算との比較)		受注者又は官積算で少ない額	$p \times D \times K \times 1.05$
		購入月不明など			p'	$p' \times D \times K \times 1.05$		
受注者:搬入または購入時数量		1,000.0			1000.0		116,550	105,000
受注者積算:受注者購入時単価	103	124	160	169	142	126,000		
官積算:実勢単価(物価資料等)	118	125	125	142	131	116,550		
変動額鋼=M変更鋼-M当初鋼	変動額鋼				116,550円	—	105,000円	= 11,550円

p' :工期の始期が属する月の翌日から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均値
 $p' = (125 \text{ 円/L} + 125 \text{ 円/L} + 142 \text{ 円/L}) \div 3$
 $= 131 \text{ 円/L}$

Q 6-10 : (削除)

Q 6-11 : 現着単価で設計している資材について、一度別の場所に仮置きして搬入した場合はどうなるのか。

A 6-11 : 設計の考え方に基づいて算出されたい。但し、仮置きがやむを得ないと認められる範囲で、客観的に説明が可能であれば、仮置き場と搬入現場までの距離により燃料費(変動額)を算出し、スライド計上しても差し支えない。

Q 6-12 : 発注者側でスライド金額を算定する場合、請負者の購入金額には落札率を乗じないこととなっているのに、請負者がスライド協議する場合(様式-S 3-1に添付する「スライド変更額確認調書」)に落札率を乗じることが、矛盾するのではないか。

単品スライドに関するQ&A

A 6-12: 請負者の協議額は、スライド協議するかどうかの目安と考えているので問題ない。

【予算関係について】

Q 7-1：単品スライド増額に対する予算措置は考えているのか。

A 7-1：国庫補助事業に関して、国では単品スライド適用のための補正予算は考えていない。繰越工事で予算が決まっている場合は現年予算での対応となる。事業課と相談の上、予算の範囲内で調整願いたい。

Q 7-2：スライド対象となるか事前に試算する方法がないか。

A 7-2：まず、当初発注時点でのスライド適用相当単価（価格変動後の価格差が請負金額の1%を超える場合の単価）を算出後、物価の高騰状況から可能性を判断する。

（例）設計金額：84,000,000 円、請負額：67,200,000 円（税込み）で、スライド対象資材が軽油（118 円/ℓ×20,000 ℓ、2,360,000 円）の場合

$$\text{スライド額：} S = (M_{\text{変動油}} - M_{\text{当初油}}) - P \times 1\% \quad \text{より}$$

$$|M_{\text{変動油}} - M_{\text{当初油}}| > P \times 1\% \text{ でスライドが発生する。}$$

$$M_{\text{変動油}} = M_{\text{当初油}} \pm P \times 1\% \text{ となる対象資材費を算定する。}$$

$$M_{\text{変動油}} = p' \times D \times k \times 105 / 100 \quad \text{であるから}$$

$$p' = \frac{M_{\text{当初油}} \pm P \times 1\%}{D \times k} \times \frac{100}{105}$$

$$M_{\text{当初油}} = p \times D \times k \times 105 / 100$$

P：請負代金額

p：価格変動前における燃料油の単価

p'：価格変動後における燃料油の単価

D：燃料油の数量

k：落札率

$$\text{よって、} p' = p \pm \frac{P}{105 \times D \times k} \quad \text{となる}$$

これより、スライド適用相当単価を算出する。

$$\begin{aligned} p' &= 118 \pm 67,200,000 / (105 \times 20,000 \times 0.80) \\ &= \begin{cases} 118 + 40 & = 158 \text{ 円 (単価上昇率：34\%)} \\ 118 - 40 & = 78 \text{ 円 (単価下降率：34\%)} \end{cases} \end{aligned}$$

※ 設計時点に比べ、実勢価格が34%以上変動すると、単品スライドに該当する可能性がある。

Q 7-3：現年予算内でスライド変更契約が困難となった場合、次年度で対応可能か。

A 7-3：単品スライドは、「契約事項第25条第5項」による請負代金額の変更措置であ

単品スライドに関するQ&A

る。従って、当該工事と分離して別途契約するのは好ましくない。

Q 7-4 : (削除)

Q 7-5 : ほ場整備工事等については県債を併用し、整地仕上げまでを一連工事として発注しているが、この場合も請負者側のスライド請求は工期末の2ヶ月前となるのか。また、スライド額はどの予算で対応するのか。

A 7-5 : 県債併用工事など複数年にわたる工事であっても、工期末の2ヶ月前までのスライド請求となる。例えば、整地仕上げや補完工事等を考慮し、6月末まで工期設定していれば4月末までにはスライド請求する必要がある。なお、単品スライドの対象工事は現年予算分がほとんどであり、本来であれば現年予算内でスライド額を捻出すべきであるが、現年予算分を確定するための出来形検査時点で変更精算額を確定することが困難なことから、スライド額は県債の予算枠で執行しても差し支えないものとする。

【減額スライドについて】

工事請負契約事項第 25 条第 5 項の規定により、発注者側から請負代金額の減額変更を請求する場合について、以下「減額スライド」と呼ぶことにする。

Q 8-1：委託業務は減額スライドの対象となるか。

A 8-1：業務委託は対象外である。但し、「除排雪作業業務委託」で契約書の中に「物価変動に基づく請負代金額の変更」について明記してあれば対象とすることができる。

Q 8-2：減額スライドに該当しそうな工事の目安は何か。

A 8-2：一概に断定することは困難であるが、対象資材が急騰している時期の価格で積算した工事で、その資材の占める割合が高い場合には該当する可能性が高い。例えば、河川築堤工事、暗渠排水工事及び除排雪作業業務委託などが想定される。

Q 8-3：減額スライドは発注者側からの請求であるが、従来の単品スライドにおける手順及び様式に違いはあるか。

A 8-3：基本的な手順は同じであるが、スライド請求を発注者側で行うことより、7 日以内に行う「スライド額協議開始日の通知」をスライド請求協議時に同時に行うこととした。

また、様式についても若干の変更があるので、単品スライド実施フロー及び様式集を参考とされたい。

Q 8-4：(削除)

Q 8-5：資材の運搬及び建設機械、仮設材の運搬に燃料油を用いた場合、この燃料油も減額スライドの対象と考えるのか。

A 8-5：数量を確認できない諸資材等の運搬に要した燃料油については、減額スライドの対象としないものとする。

Q 8-6：減額スライドの請求後、精算変更を行った段階で該当しないことが判明した場合はどうするのか。

A 8-6：「様式－S 3－2」に準じてスライド請求を取り下げて下さい。

Q 8-7：減額スライドを想定していなかったが、精算変更を行った結果、該当することが判明した場合はどうするのか。

A 8-7：残工期 2 月前（工期の末日が平成 21 年 3 月 31 日以前である工事は平成 21 年 2 月 28 日）の段階で試算を行い、減額スライドの該当有無について判断する。

この時点で該当しないと判断されていれば、仮に精算変更時に該当することが判明しても減額スライド請求の対象としない。

単品スライドに関するQ&A

Q 8-8：上記スライド請求時点で明確に設計数量の変更が見込まれている場合は、その数量を用いてスライド計算してもよい。

A 8-8：変更契約前であっても、打合せ簿で予定数量について明記していれば、これを用いてスライド額を算定する。

Q 8-9：減額スライド請求の場合、請負者に対して証明書類等の提出を求めるのか。

A 8-9：請負者からの請求に基づくスライド算定と異なり、証明書類の提出及び実際に購入した際の代金額との比較は要しないものとする。但し、減額スライド請求額に対し、請負者が同意しがたい場合には、証明書類の提出が必要となる。

Q 8-10：発注者が提示した減額スライド請求に対し、請負者が同意しがたい場合の対応について示して欲しい。

A 8-10：「単品スライド実施フロー」に従い、スライド額協議開始時に実際の購入金額を証明できる資料を添付した「証明様式－1」を提出してもらい、官側で積算した価格変動後の金額と比較を行う。

Q 8-11：当初の資材単価が見積りによる場合、変動後の実勢価格はどうするのか。

A 8-11：鋼材及びその他対象資材における減額スライド請求は、計画工程表等に基づいて各購入または搬入月の実勢価格を単純平均して求めることになるが、見積りの有効期限内であっても鋼材あるいは燃料油等の下落の影響を受け、見積り価格が下降している可能性は否定できない。

従って、当該工事の資材単価が見積りによる場合でも、資材購入・搬入時の価格を把握することは必要なことではあるが、再度各資材の見積り徴収を行うことは合理的ではなく、発注者が請求するものであることから、当該工事の主要部分を占める資材について、刊行物掲載の類似品の価格から「積算時点」と「購入・搬入時点」とにおける価格比率（価格変動率）を算出し、当該単価に乗じるものとする。

（例）大型 I 形鋼を見積りにより価格決定した場合

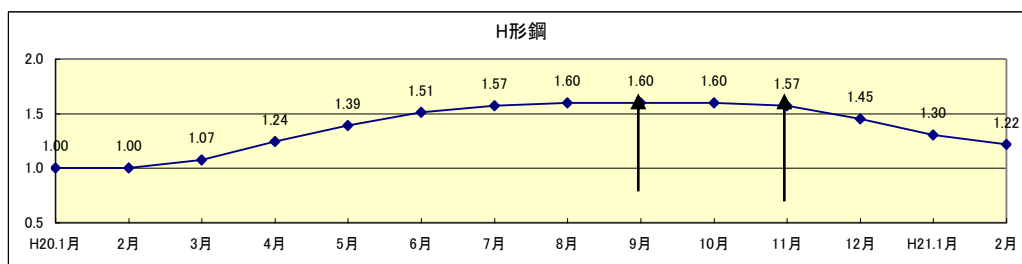
設計金額：51,660,000 円、請負金額：43,911,000 円（落札率 85%）

ダクタイル鋳鉄管（見積金額：300,000 円/本×80 本＝24,000,000 円）

当初積算：9 月、資材搬入：1 1 月

「主要資材の価格推移 [秋田]」では“H 形鋼”を準用する。グラフは H20.1 月を標準（1.0）としており、9 月は 1.60、1 2 月は 1.57 となる。

単品スライドに関するQ&A



9月から12月の価格変動率 f を求めると、 $f = 1.57 / 1.60 = 0.981$ となる。

これより価格変動後の単価 p' は、当初の見積もり価格に乗じて求める。

$$p' = 300,000 \text{ 円/本} \times 0.981 \div 294,000 \text{ 円/本}$$

$$M_{\text{当初}} = p \times D \times k \times 105 / 100$$

$$= 300,000 \times 80 \times 0.85 \times 105 / 100 = 21,420,000 \text{ 円}$$

$$M_{\text{変更}} = p' \times D \times k \times 105 / 100$$

$$= 294,000 \times 80 \times 0.85 \times 105 / 100 = 20,991,600 \text{ 円}$$

$$\text{変動額} = M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}} = -428,400 \text{ 円 (マイナスなので減額)}$$

$$\text{スライド額} : S = (M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}}) + P \times 1 / 100$$

$$= -428,400 + 43,911,000 \times 0.01$$

$$= 10,710 \text{ 円} > 0$$

よって、この場合は減額スライドに該当しない。

Q 8-12：当初の資材単価が市況調査による場合、変動後の実勢価格はどうするのか。

A 8-12：上記A 8-11 に準じて算定する。

Q 8-13：スライド協議開始後、請負者から減額請求に対して異論が唱えられたが、実際の購入金額が確認できなかった。この場合の扱いはどうなるのか。

A 8-13：実際の購入金額が確認できない場合は、発注者側の請求額がスライド額となる。

Q 8-14：暗渠排水工事については県債を併用し、春の二次埋戻までを一連工事として発注しているが、現年予算確定時に減額スライド額も加味しなければならないのか。

A 8-14：厳密には2ヶ年度分に対象資材を分けてスライド額を捻出すべきであるが、現年予算分を確定するための出来形検査時点で変更精算額まで確定することが困難なことから、スライド額は県債の予算枠で執行しても差し支えないものとする。

なお、部分払のための既済部分検査に合格した旨の通知を行うに当たり、書面に当該部分も単品スライド条項の協議対象とする旨記載する必要がある。

→ 関連質問 Q 7-5

【施工パッケージ型積算におけるスライドについて】

Q 9-1：施工パッケージ型積算における設計数量は、どのようなものか。

A 9-1：J A C I Cから出力される機労材集計リストに設計数量が記載されているので、その数量を用いるものとする。（機労材集計リストには、全ての歩掛・施工パッケージの数量が集計されて表示されている。）

（参考）施工パッケージ積算における設計数量算出の考え方
構成比率と標準単価から設計数量を逆算している。

例：BH掘削 標準施工単価 181.6 円／m³

軽油の構成比率 20.99%

軽油の標準単価 106 円／ $\frac{\text{リットル}}{\text{トン}}$

この場合の軽油の設計数量は $181.6 \times 0.2099 \div 106 = 0.3596 \frac{\text{リットル}}{\text{トン}} \text{／m}^3$

となり、施工数量が乗じられて設計数量が算出されている。